

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので
公告します。

令和元年7月5日

奈良県知事 荒井正吾

1. 業務概要

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務 |
| (2) 業務履行場所 | 奈良県地域振興部エネルギー・土地水資源調整課 |
| (3) 業務内容 | 4. (2)により交付する「仕様書」に示す業務委託の内容のとおり |
| (4) 業務量の目安 | 8,600千円(消費税及び地方消費税込み)を限度 |
| (5) 履行期限 | 令和2年2月7日(金) |

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から選定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約にかかる入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿(営業種目コード:Q4.③調査分析業務)に登録をしている者であること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

4. 手続き等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課

TEL : 0742-27-8489 FAX : 0742-27-6395

Email: water@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項、仕様書の交付方法等

①交付方法

インターネットホームページ「奈良県地域振興部エネルギー・土地水資源調整課」、
または以下の場所において交付します。

奈良市登大路町 30 番地

奈良県 地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課（県庁舎 4 階）

TEL : 0742-27-8489 FAX : 0742-27-6395

②交付期間

令和元年 7 月 5 日から同年 7 月 29 日

(3) 参加表明書、企画提案書の提出等

4. (2) により交付する募集要項に示すところによります。

(4) 受託事業者の選定

4. (2) により交付する募集要項に示すところによります。

5. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) その他については募集要項及び仕様書に示すところによります。

以上